

# 平成 29 年度狩猟事故・違反防止対策実施計画

一般社団法人愛知県猟友会

## 1 狩猟事故や違法捕獲防止の徹底

### (1) 講習会・研修会の開催等

狩猟に伴う事故や違法な鳥獣捕獲の防止を図り、狩猟を適正に実施するため、各会員に対する講習会や研修会を開催する。

また、県や関係機関から送付された事故防止等の文書や啓発資材を速やかに各会員に配布するなど、あらゆる機会をとらえて事故防止等の徹底を図るものとする。

特に、狩猟者は単なる鳥獣の捕獲者ではなく、鳥獣の保護・管理の担い手であり、そのための行動が必要であることを自覚させ、下記に示す社会的責務を再認識させるものとする。

なお、講習会や研修会を開催した各支部又は地区猟友会においては、別紙様式により、毎年4月末までに当該年度の開催状況を愛知県猟友会長あてに報告するものとする。

- ① 鳥獣法や銃刀法など関係法令の規定を遵守するとともに、狩猟に関するマナーの向上を図ることにより、事故防止を徹底すること。
- ② 常に狩猟に関する知識や技能の向上に努め、県への捕獲鳥獣の報告など狩猟者に科せられた義務を果たすこと。
- ③ 自然環境の保全に協力すること。特に、地域の自然環境に精通するとともに、各種調査に協力し、必要な情報や資料を提供するなど、自然環境のモニターとして地域社会に貢献すること。
- ④ 県や市町村等が行う鳥獣による各種被害の防止対策や指定鳥獣の管理（個体数調整）に対して、積極的に協力すること。
- ⑤ 捕獲した鳥獣の有効利用に努めること。

### (2) 射撃技能の維持向上

射撃技能の維持向上のため、銃刀法第10条の2の規定に基づき、狩猟を行う前に射撃場において射撃の練習を行なうよう務める。

なお、射撃練習や射撃大会を主催した各支部又は地区猟友会においては、別紙様式により、毎年4月末までに当該年度の実施状況を愛知県猟友会長あてに報告するものとする。

### (3) 猟銃安全指導委員による活動

県公安委員会が委嘱した獵銃安全指導委員にあっては、銃刀法第28条の2第2項に規定された獵銃の所持及び使用による危害を防止するための職務を通して、各会員に対する指導など狩猟事故防止のための活動に率先して取り組む。

## 2 狩猟事故発生時の速やかな対応

狩猟に伴う事故が発生した場合には、直ちに地区会長及び県猟友会に事故の概況を一報する。

その後、県猟友会から共済保険契約に基づく「事故発生概況報告書（様式1）」の用紙を入手し、当該報告書に必要事項を記入のうえ、地区会長の印を押し、事故発生後1ヶ月以内に県猟友会へ提出する。

(別紙様式)

平成 年 月 日

一般社団法人愛知県獵友会長殿

(支部長又は地区獵友会長名)

## 安全狩猟のための講習会・射撃大会等の実施状況報告書

### 1 講習会・研修会の実施状況

(1) 開催年月日

(2) 会 場

(3) 講 習 内 容

(4) 講 師

(5) 参 加 者 数

(6) そ の 他 登録証手交時 その他 ( )

### 2 射撃大会等の実施状況

(1) 開催年月日

(2) 会 場

(3) 参 加 者 数

(4) 射 撃 内 容 トラップ スキート ラビット  
その他 ( )

(5) そ の 他

### 3 その他の安全狩猟のための取り組み

## 銃砲刀剣類所持取締法（抜粋）

### （射撃技能の維持向上）

- 第10条の2 狩猟の用途に供するため第4条第1項第1号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該獣銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該獣銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、第4条第1項第1号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者は、獣銃による危害の発生を予防するため、獣銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。

### （獣銃安全指導委員）

- 第28条の2 都道府県公安委員会は、継続して10年以上法第4条第1項第1号の規定による獣銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているものうちから、獣銃安全指導委員を委嘱することができる。
- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
  - 二 職務の遂行に必要な熟意及び時間的余裕を有すること。
  - 三 生活が安定していること。
  - 四 健康で活動力を有すること。
- 2 獣銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行なう。
- 一 法第4条第1項第1号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者に対し、当該獣銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行なうこと。
  - 二 警察職員が法第13条の規定により行う獣銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行なうこと。
  - 三 獣銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行なうこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、獣銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行なうこと。

※ 獣銃安全指導委員規則（平成21年11月18日 国家公安委員会規則第12号）

- 第4条 法第28条の2第2項第4号の国家公安委員会規則で定める活動は、次に掲げるものとする。
- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第9項に規定する狩猟期間内において、同法第11条第1項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行う活動
  - 二 狩猟の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、獣銃所持者の親族その他の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行う活動
  - 三 狩猟の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をする活動

- 3 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員が前項に掲げる職務を適正に行なうために必要な限度において、猟銃安全指導委員に対し、同項第1号に規定する者に係る法第4条の2第1項第1号から第3号までに掲げる情報を提供することができる。
- 4 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 猟銃安全指導委員は、名誉職とする。
- 6 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行なうものとする。
- 7 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
  - 一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
  - 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
  - 三 猟銃安全指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。
- 8 前各号に定めるもののほか、猟銃安全指導委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県公安委員会に対する申出)

- 第29条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動その他の事情から当該銃砲刀剣類により他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置を執らなければならない。